

議案第八十六号

港区长等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区长 武井雅昭

港区长等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

港区长等の給料等に関する条例（昭和三十二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表(一)中「一、一二一、〇〇〇円」を「一、一一九、〇〇〇円」に、「九〇二、〇〇〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区长等の給料の額を改定するため、本案を提出いたします。